

非常勤隊員（障害者雇用）募集案内

航空自衛隊では、以下のとおり非常勤隊員（障害者雇用）を募集します。

1 採用人員、職務内容等

採用人員	勤務先	職務内容	任用期間（予定）
1名	航空自衛隊 (防府南基地)	庶務業務の補助的業務 ○ パソコンによるデータ入力、集計作業 ○ 各種資料の整理（資料の仕分） ○ 文書の受領、管理、発送 ○ 庶務業務（コピー、シュレッダー、ファイリング等） ※ 具体的な業務内容は、適性に応じて調整します。	令和6年6月1日 ～ 令和7年3月31日 (更新の可能性あり)

2 応募期間

令和6年3月12日（火）～ 同年3月25日（月）

※ 応募多数の場合は応募期間終了前に募集を打ち切る場合もあります。

3 応募資格

(1) 次に掲げる手帳等の交付を受けている者

ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

(2) 基礎的なエクセル、ワード等のパソコンの技能を有していること。

ただし、次のいずれか一つに該当する者は、この試験を受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることができなくなるまでの者
- ・ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

4 応募手続

提出書類	提出数	提出先
航空自衛隊非常勤隊員採用申込書(写真貼付) ※航空自衛隊ホームページ(防府南基地)よりダウンロードをお願いします。	1通	〒747-8555 山口県防府市田島務番地 航空自衛隊防府南基地 航空教育隊 司令部総務部人事班採用担当者

※1 写真規格：申込前6か月以内に撮影されたもので、脱帽、正面向き、上半身のもの。

※2 通勤・業務遂行上、合理的配慮が必要な方はお申し出ください。

※3 就労支援機関をご利用の方は支援機関のパンフレット及び担当者が分かる書類を同封してください。

※4 提出された書類等は返却しませんので、あらかじめご承知おき下さい。提出された書類等は厳重に管理し、本件採用活動以外には利用しません。

5 試験項目、試験日及び試験地

試験項目	試験日（予定）	試験地
面接試験	令和6年4月16日（火）	航空自衛隊防府南基地

※ 就労支援機関のご担当者の同行が可能です。同行を希望される方は、応募の際にその旨記載してください。

6 最終合格者の発表

令和6年5月中旬、面接試験受験者に結果を書面にてお知らせします。

7 採用後の処遇等

(1) 身分

非常勤隊員（事務補助員）として採用。

(2) 給与

ア 日給 4,000円 ～ 7,900円（勤務時間によります。）

イ 通勤手当（月額55,000円以内）、期末・勤勉手当が規則に応じて支給されます。

(3) その他

ア 雇用保険、共済組合（健康保険）及び社会保険（厚生年金）に原則として加入していただきます。

イ 任用期間は、更新の可能性があります（公募によらない更新は2回まで可能です）。

8 勤務時間及び休暇

(1) 勤務時間等

勤務時間は、8時15分から17時00分の間で、一週間当たり30時間程度から応相談。

休憩時間は、12時00分から13時00分まで。

土曜、日曜及び祝日は休みです。

(2) 休暇

一定の期間勤務した場合に年次休暇が付与されます。

その他の休暇についても、規則に応じて付与されます。

9 その他

(1) 一週間当たりの勤務時間により、手当・加入保険等の処遇が異なる場合があります。

(2) 受験のための旅費、宿泊費等は支給されません。

(3) その他、不明な点は下記までお問い合わせ下さい。

連絡先	航空自衛隊防府南基地	航空教育隊司令部	総務部人事班（採用担当）
	電話：0835-22-1950	内線 407	
			（担当） 檜崎（ならざき）